

銚子市芦崎終末处理場等包括的維持管理業務

一 般 仕 様 書

銚子市水道局下水道室

目次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	業務の対象施設及び設備	1
第3条	対象業務及び別途とする業務	1
第4条	業務体制	2
第5条	水質基準	2
第6条	業務期間等	2
第7条	業務時間	2
第8条	業務総括責任者の選任	2
第9条	業務総括責任者の職務	3
第10条	関係法令等の遵守	3
第11条	業務の再委託等	3
第12条	法的資格者の配置	3
第13条	緊急時の体制	4
第14条	緊急時の運転	4
第15条	事故の報告	4
第16条	安全の確保	4
第17条	補償	4
第18条	業務実施計画書	4
第19条	業務報告書等	4・5
第20条	業務記録等の整理	5
第21条	設備保全管理	5
第22条	完成図書等の貸与	5
第23条	業務に必要な施設の使用及び資材等の支給	5
第24条	業務委託料の支払	5

第2章 施設及び設備の機能確認等

第25条	業務の引継ぎ	6
第26条	業務期間開始時、終了時及び実施期間中の機能確認	6

第3章 その他

第27条	業務の履行	6
第28条	業務従事者の資質向上	6
第29条	疑義等	6
第30条	履行状況の検査	6
第31条	その他	6・7

別表1	関係法令等一覧	7
-----	---------	---

— 第1章 総則 —

(目的)

第1条 銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、銚子市下水道事業（以下「委託者」という。）が発注する銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務（以下「業務」という。）に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものである。ただし、特に定める事項については、銚子市芦崎終末処理場等包括的維持管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

(業務の対象施設及び設備)

第2条 業務の対象施設及び設備は、特記仕様書別表（以下「特記別表」という。）1-1～5とする。

(対象業務及び別途とする業務)

第3条 対象とする業務は、前条で規定する対象施設について、その施設に応じた運転管理をし、正常な運転を確保するための保守点検及びその他関連業務とし、施設的美観・安全・衛生的環境維持のため、毎年度計画的に実施する。

2 対象とする業務は、以下のとおりとし、業務の詳細は特記仕様書による。

- (1) 運転操作監視業務
- (2) 保守点検・整備業務
- (3) 修繕業務（修繕計画に挙げるもの。）
- (4) 水質試験・汚泥性状分析業務
- (5) 対象施設の保安・防火業務
- (6) 対象施設及び敷地内の清掃・草刈等
- (7) 物品等の調達及び管理業務
- (8) 維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理、協力
- (9) 施設見学者対応業務
- (10) 緊急時等の対応・臨機の処置
- (11) 設備保全管理業務
- (12) 芦崎下流樋管管理業務（国土交通省からの移管後）
- (13) 委託者等への報告等の事務業務
- (14) その他、委託者と受託者との協議等により実施する業務

3 別途とする業務内容は、以下のとおりとし、本業務には含まれない。

- (1) 各種ユーティリティ
（電力、用水、プロパンガス、電話使用料、重油、軽油、ガソリン）の調達
- (2) 業務上発生する、脱水ケーキ、し渣、沈砂等の産業廃棄物運搬・処分業務
- (3) 一般廃棄物運搬・処分業務（受託者分は除く。）
- (4) 大規模等修繕工事（前項第3号修繕業務に挙げるものを除く。）
- (5) 消防設備保守点検
- (6) 発電機定期保守点検
- (7) 自家用電気工作物点検
- (8) 空調機保守点検

(9) 計装点検

(10) 中央監視制御設備点検

(業務体制)

第4条 受託者は、業務を確実に履行するための体制をとらなければならない。

2 受託者は、事故が生じた場合にも、適切かつ迅速な対応ができる体制を確保しなければならない。

(水質基準)

第5条 本業務における放流水等の水質基準は、関係法令を遵守し、次の要求水準を確保しなければならない。

(1) 放流水質等に係る要求基準

ア 水質等の要求基準は、関係法令等より遵守基準及び目標基準とし、水処理等を良好な状態に保つよう運転操作、監視を行うこと。

イ 遵守基準は、受託者が最低限度満たすべき基準値であり、受託者の責に属さない外的要因等による場合を除き、基準値を満たさない場合は、違約金を徴することとする。

ウ 目標基準は、過去の運転管理実績を勘案して設定した基準値であり、受託者の責に属さない外的要因等による場合を除き、受託者に常時確保すべき目標基準値である。

エ 遵守基準を超えない限り、目標基準を上回っても違約金の対象とはならないが、速やかに委託者に報告し、原因究明と復旧に努めることとする。

(放流水質)

項目	遵守基準	目標基準
pH	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下
BOD	15mg/l	10mg/l
SS	20mg/l	15mg/l
大腸菌数	800CFU/ml	500CFU/ml

(脱水ケーキ)

項目	目標基準
含水率	83%以下

(業務期間等)

第6条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和12年3月31日までとする。

2 運転管理等の業務期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

3 業務準備期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

(業務時間)

第7条 業務時間は、24時間終日とする。

(業務総括責任者の選任)

第8条 受託者は、本業務にかかる業務総括責任者を選任し、委託者に届け出なければならない。

(業務総括責任者の職務)

第9条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、業務員の指揮・監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、業務実施計画書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、効果的かつ経済的な運転をすること。
- (3) 業務員の現場研修を行い、技能の向上、事故の防止に努めること。
- (4) 常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに対処できる状態にしておくこと。

(関係法令等の遵守)

第10条 受託者は、業務の履行にあたっては、別表1に記載された関係法令等を遵守しなければならない。

(業務の再委託等)

第11条 本業務の実施にあたり、受託者は委託者の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を他のものに再委託し、又は請け負わせることができる。なお、本業務の全部を再委託することはできない。

(法的資格者等の配置)

第12条 受託者は、業務の履行にあたっては、業務に必要な次の各号の有資格者を配置しなければならない。なお、配置計画等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

- (1) 下水道法施行令第15条の3に記載する資格条件を有する者
- (2) 第2種以上の電気工事士の資格を有する者
- (3) 認定電気工事従事者
- (4) 低圧電気取扱業務特別教育修了者
- (5) 甲種または乙種第4類危険物取扱者
- (6) 防火管理講習修了者の資格を有する者（資格保持者は指揮・監督権のある者）
- (7) 二級以上のボイラー技士の資格を有する者
- (8) 玉掛け技能講習修了者
- (9) ガス溶接技能講習修了者
- (10) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (11) 浄化槽保守点検業者登録
- (12) 浄化槽管理士
- (13) し尿・汚泥再生処理施設技術管理士
- (14) 移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- (15) クレーン運転業務特別教育修了者
- (16) 刈払機取扱作業安全衛生教育修了者
- (17) チェーンソー作業従事者特別教育講習修了者
- (18) 毒物劇物取扱責任者又は同等以上の資格を有する者
- (19) 本業務に従事する職員は類似施設の下水处理場、マンホールポンプ場の維持管理経験が3年以上の者を6名以上配置すること。
- (20) その他業務履行上必要とする法令等で定められた資格者等

(緊急時の体制)

第13条 受託者は、大雨、台風、地震、津波、その他重大事故(施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、異常流入水、水質の悪化及び機器異常)等の緊急事態に備えた体制を確保しなければならない。なお、非常体制、招集等の詳細は業務実施計画書に記載するものとする。

また、クレーン付2 tトラックを停電発生時等のため受託者において、緊急時に速やかに使用できる体制を整えておくこと。

(緊急時の運転)

第14条 受託者は速やかに大雨、台風、地震、津波、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合には、その状況を委託者に報告しなければならない。なお、緊急時の運転等に対して、委託者は運転方法の変更その他を指示する場合がある。

(事故の報告)

第15条 受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置などについて、逐次、委託者に文書により報告しなければならない。

(安全の確保)

第16条 受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。

2 受託者は業務履行にあたり、電気、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。

3 受託者は、業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託業務、修繕若しくは工事又は委託者が実施する事業等がある場合には安全管理に支障がないように努めなければならない。

4 受託者は、業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに委託者に報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

(補償)

第17条 業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等(債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む)に対する補償については受託者が行うものとする。

(業務実施計画書)

第18条 受託者は、契約締結後14日以内に業務実施計画書を委託者に提出しなければならない。また、業務実施計画書に記載する事項及び内容等は特記仕様書による。

(業務報告書等)

第19条 受託者は、本業務の実施に伴い、特記仕様書により業務日誌、毎月及び年間の業務報告書等を作成し、帳票を含めて委託者に提出するものとする。

- 2 受託者は、契約終了にあたっては、全業務期間の履行が確認できる資料を添え業務報告書を委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、その他委託者が求める事項について報告しなければならない。

(業務記録等の整理)

- 第20条 受託者は、業務記録などの業務の履行又は確認に必要な書類を整理し、委託者が提示、提出を求めた場合は速やかに対応しなければならない。
- 2 受託者は、業務の履行に関して、委託者と協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、委託者に提出するものとする。

(設備保全管理)

- 第21条 受託者は自らの負担により設備保全管理システムを構築し、施設を一元的・体系的に管理運用し、維持管理等において施設に関連する情報資源の活用・技術の向上・業務効率化を図り設備の設置、修繕及び更新状況を記録し、計画的な施設管理を行うものとする。

(完成図書等の貸与)

- 第22条 受託者が業務上必要とする設計図書、完成図書等は、委託者が貸与する。
- 2 受託者は、貸与品については台帳等を作成し、保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(業務に必要な施設等の貸与及び資材等の支給)

- 第23条 受託者は、特記仕様書により業務期間中、業務を行っていく上での必要な施設、備品及び機器を、委託者の許可を受けて、原則として無償で使用することができる。なお、使用期間中の管理責任は受託者とする。
- 2 業務遂行に必要な資材・物品は特記仕様書により、委託者が支給するものとする。

(業務委託料の支払)

- 第24条 受託者は、月報等の報告書を提出し、当該月の業務の履行内容について承認が得られた後、次項に定める当該月の業務委託料を請求することができるものとする。
- 2 月別の業務委託料は、業務委託料のうち消費税相当額を差し引き、12(ヶ月)で割った金額(万単位で割り切れない場合は、3月分の業務委託料にまとめる。)に消費税等相当額を加算した金額(ただし、月別の業務委託料の合計金額が契約金額と差異が生じた場合は、履行年度3月分の業務委託料にて調整した金額。)とする。
 - 3 契約変更による契約金額の増減が生じた場合は、その増減分から消費税等相当額を差し引き、契約変更日を含めた月から履行年度3月までの月数で割り返した金額(万単位で割り切れない場合は、履行最終年度の業務委託料にまとめる。)に消費税相当額を加算した金額を、当初契約時に定めた月別の業務委託料に加算した金額(ただし、月別の業務委託料の合計金額が契約金額と差異が生じた場合は、履行年度3月分の業務委託料にて調整した金額。)とする。
 - 4 委託期間内において経済情勢による著しい価格変動が生じる場合、または受託者の責に属さない外的要因等が生じる場合は、別途協議するものとする。

— 第2章 施設及び設備の引継ぎ及び機能確認等 —

(業務の引継ぎ)

第25条 受託者は、業務開始日までに円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任において準備を行うこととし、準備に必要な経費に関しては受託者の負担とする。

2 受託者は、本業務の履行期間終了時までには、本業務の履行に必要な情報を次期受託者に引き継ぐものとする。

(業務期間開始時、終了時及び実施期間中の機能確認)

第26条 受託者は、業務開始時及び契約終了時に、委託者立会いのもと、任意の書面（以下「確認書」という。）により、施設及び設備の機能確認を行い、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から7日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

2 委託者及び受託者は、必要があると認めるときは、業務期間中、相手方に対し施設及び設備の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては、速やかに双方立会いのもとで確認書により機能確認を行い、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から7日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

3 委託者は、第1項又は第2項の機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、受託者と協議の上、必要な措置を求めることができる。

4 受託者は、第1項又は第2項の機能確認の結果、所定の機能が受託者の責めに帰すべき理由により確保されなるときは、委託者に損害賠償をしなければならない。

— 第3章 その他 —

(業務の履行)

第27条 受託者は、業務の公共性を認識して、作業に安全で、かつ清潔な服装を着用し、自社のサービス規定に基づき誠実に業務を履行しなければならない。

(業務従事者の資質向上)

第28条 受託者は、業務の質的向上を図るため、各種研修等を行うなど業務従事者の資質及び技術の向上に努めなければならない。

(疑義等)

第29条 受託者は、一般仕様書及び特記仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた場合は、委託者と協議の上定めるものとする。

(履行状況の検査)

第30条 本業務は、受託者の履行状況について委託者又は委託者が認めた他の機関による検査を実施することがある。受託者は、誠意を持って検査を受検し、検査の結果、本業務の履行内容について指示を出すことがある。

(その他)

第31条 受託者は、委託者から指示されない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等

は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等にかかわる資料の提出を委託者が要求した場合は、すみやかに応じなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項と判断した場合はこの限りでない。
- 3 委託者が実施する修繕、工事、委託、調査等について、受託者は協力しなければならない。また、それらの施工が施設運転に支障を及ぼさないようにするための精査に協力するとともに、工事の進捗状況に合わせた施設の運転管理を計画、実施し放流水質を確保しなければならない。

別表1

関係法令等一覧表

下水道法
労働安全衛生法
労働基準法
高圧ガス取締法
環境基本法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
大気汚染防止法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
騒音規制法
振動規制法
消防法
浄化槽法
道路交通法
電気事業法
電気設備技術基準
電力会社供給規定
電気用品安全法
電気通信事業法
電気工事士法
その他関係法令及び条例